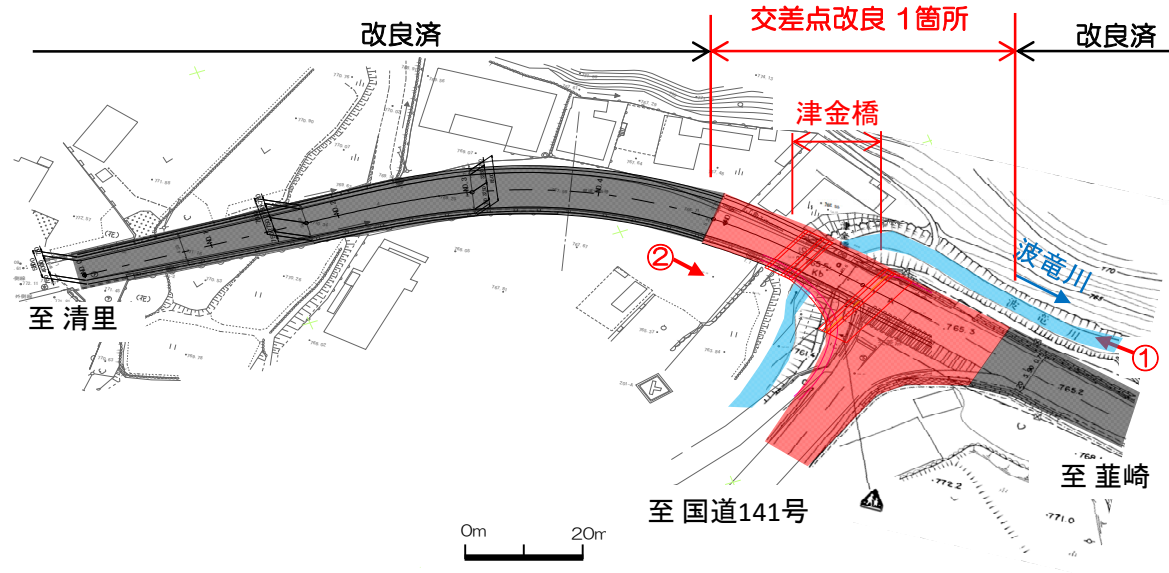


1. 事業説明シート

事業名	道路事業[緊急道路整備改築事業 (国補)]	事業箇所	北杜市須玉町下津金	地区名	(一) 清里須玉線 (下津金工区)	事業主体	山梨県
<p>(1) 事業の概要</p> <p>①課題・背景 一般県道清里須玉線は、北杜市高根町清里から同市須玉町六平を結ぶ全長13kmの道路であり、地域唯一の生活道路として重要な路線である。また、国道141号が通行止めになった際は、代替道路としての機能を有する。 当該区間は、道路幅員が狭小で、車両のすれ違いが困難であるため、地元から早期の事業実施を要望されている。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○市町村中心都市・大規模拠点施設へのアクセス向上 ・道路改良率：29.5% (R6道路現況表) < 65.0%未満 ※ ・混雑時走行速度 19.9km/h (実測値) < 30.0km/h以下 ※ ※評価基準値</p> <p>□副次目標 ○災害に強い道路の確保 ・危険度 (橋梁等) : 「耐震未補強」 ・損傷度等 (橋梁等) : 対策区分C ・緊急輸送道路の指定 : 指定なし ・自動車交通量 : 336台/12h (R3センサス) < 3,340台/12h (平日)以上 ※ ※評価基準値</p> <p>□副次効果 ○アクセス機能の維持 (集落と集落を結ぶアクセス道であり、1箇所の通行止めで迂回に2倍以上の時間が必要となる道路)</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 一般通行の用に供する道路であり、極めて公共性が高い</p> <p>②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 県道の改築であり、道路法第15条の規定により、県が行うべき事業である。</p> <p>③経済妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 局所的な改良事業のため、不算出。</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 未改良区間の局所的整備であり、必要最小限の範囲とした。</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 現道敷地を有効活用することで周辺への影響をなるべく小さくするとともに、経済性に優れた最も妥当な計画とした。</p> <p>⑥環境負荷等への配慮 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 大規模な地形改変を伴わない現道拡幅であり、環境負荷は最小限である。</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 地元から早期の事業実施について要望を受けている。</p> <p style="text-align: center;">総合評価 [貢献度ランク : a]</p>			
<p>(2) 整備内容</p> <p>①整備内容 交差点改良 1箇所 ②着手年度 令和6年度 ③完成見込年度 令和14年度 ④総事業費 約500百万円 (国費277百万円(5.55/10) 県費223百万円(4.45/10)) ⑤年度別の整備内容 (事業費) 令和6年度 測量・設計 20 百万円 令和7年度 用地測量 10 百万円 令和8~9年度 用地補償 90 百万円 令和10年度 橋梁工事 100 百万円 令和11年度 橋梁工事 100 百万円 令和12年度 橋梁工事 100 百万円 令和13年度 道路改良工事 50 百万円 令和14年度 舗装工事 30 百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 (一) 清里須玉線 (下津金) ・道路改良L=114m・H30~R2・35百万円</p>				<p>(4) 事業位置図等</p>			

2. 添付資料シート

【平面図】

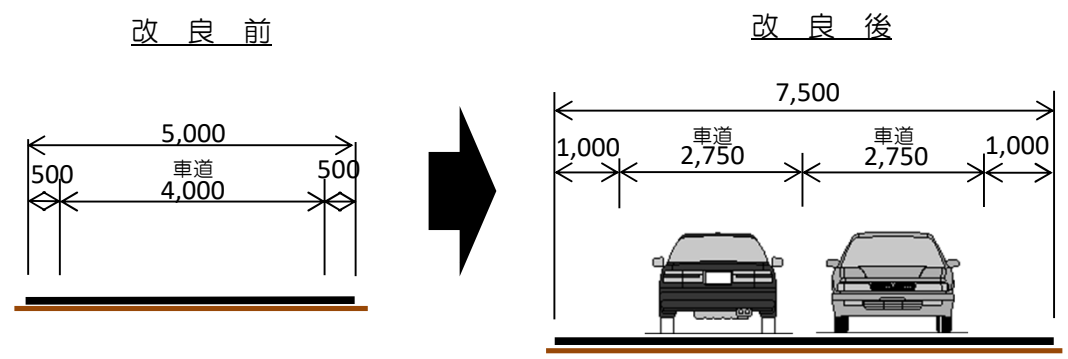


【写真①】



道路幅員が狭く、すれ違いが困難な状況

【標準横断図】



【写真②】



道路幅員が狭く、すれ違いが困難な状況